

本取りまとめ及び関係閣僚会議決定に対し、下記の通り批判する。

記

第1 「法曹有資格者の活動領域の在り方」について

- 1 法曹有資格者を社会の隅々に配置することが市民の幸せに結びつくとする理念及び法学部がある我が国で時間も金もかかる法科大学院を上乘せするという制度設計は間違いである。
- 2 企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域は、必ずしも法曹資格が必要な領域ではない。
- 3 法テラス常勤弁護士、企業内弁護士、地方自治体、海外での活動領域拡大を指摘している。しかし、これら領域に就職する法曹資格者が増加すると言っても、大きな数にはならず、現在の大幅な過剰供給の解決にはならない。財源の問題があり、期限付きでは立場が不安定である。
- 4 新たな分野への活動の拡大が未だ「限定的である」というのは、ニーズがないということである。
- 5 今後、「各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に」「分科会を置き、「活動領域の拡大を図っていく」とある。しかし、この10年間以上、法曹有資格者の活動領域を広げる努力をしても広がらなかったのである。そもそも法曹に対するニーズがあるから法曹を増加させたはずで、本末転倒である。

第2 「今後の法曹人口の在り方」について

- 1 弁護士急増策により、大幅な過剰状態にある。司法試験合格者年間3000人目標の大増員という大きな間違いを犯した原因について、全く触れていない。法曹に対する大幅な需要拡大は認められず、今後増加する見込みもない。法曹に対するニーズがあるかの如き記載は虚偽である。
- 2 年間司法試験合格者数の数値目標を設けないのは無責任であり、問題の先送りである。司法試験合格者が多過ぎることによる社会的弊害は顕著で司法制度は崩壊の危機に直面している。法科大学院志願者の激減、事件数等の減少及び就職難が年々厳しくなっている現状等からして直ちに合格者数1000人以下の方向性を明示すべきであった(1000人合格でも毎年500人増加し、法曹人口は5万人以上になる)。現状維持を続ければ、益々法曹になる魅力が著しく低下し、そのために法曹志願者が減少している現実に歯止めをかけられない。有為な人材が司法に来ない。法曹供給過剰は、明白かつ危機的であり、先送りをせず、2年の検討期間中にも減員を始め、激増を止めなければならない。
- 3 法曹の質の低下と弁護士過剰(弁護士過当競争)の弊害について議論されていない。
- 4 裁判官や検察官の採用は減少傾向に転じ、司法予算も(約10%)減少している。裁判所改革が、全く触れられていない。

第3 法曹養成制度の在り方について

- 1 法科大学院志願者激減の分析が全く行われていない。旧試験で合格率が2%前後でも志願者は増えていた。予備試験受験者数も増えている。合格率の低さでは志願者激減の説明がつかない。法曹志願者激減の原因は、弁護士の大幅な過剰供給である。
- 2 実務家の法曹養成の中核は、法科大学院ではなく、司法修習であり、法学部及びOJTも重要である。そもそも「点からプロセスへ」とのスローガンが誤導である。法学部修了者が、そのまま司法試験を受験できないことは全く不合理なことであり、司法試験の受験資格要件から法科大学院修了を撤廃すべきである。
- 3 法学未修者の受入時に法的知識を問わず、1年で既修者と同じレベルを求める制度設計自体に無理がある。未修者コースの法学部出身者の入学割合が高くなっていることについて分析が行われていない。
- 4 成文法の我が国において、ソクラテスメソッド等双方向の議論を重視した教育は合理性がない。
- 5 受験回数制限の理由に合理性はない。「法科大学院の教育が薄れないうちに」という意味が不明である。法科大学院教育の継続性が5年しかないのであれば、法科大学院教育を改善すべきである。
- 6 司法修習について「多様な分野について知識、技能を習得する機会がより多く設けられていることが望ましい」とある。しかし、専門性を高める養成を行うべきで、広く浅い教育を、しかも、1年で済ませようとする自体が間違いである。
- 7 実務修習に入るのに必要不可欠な前期修習の復活の要求について、全く触れていない。取りまとめは、「法曹養成」過程を検討しようとしているとは思えない。
- 8 予備試験合格者の合格率が法科大学院修了者よりも著しく高いことについて、正しい分析が行われていない。合格率が均衡するように予備試験の合格者を拡大すべきである。また、今後も法科大学院在學生や年齢など、受験資格の制限を一切すべきではない。
- 9 司法制度を担う法曹の養成は国の責務で、司法修習生の給費制復活は必要不可欠である。

第4 人選について

これまでの審議会の人選には偏りがあり、司法問題を虚心坦懐に検討する姿勢に欠けていた。司法改革に批判的立場の委員を半数程度入れる等々、人選は慎重かつ公正に行われるべきである。